

令和4年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和4年12月14日（水曜日）

○議事日程（第4号）

令和4年12月14日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第76号 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 3 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第62号 尾鷲市企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第63号 尾鷲市学校給食センター設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第64号 尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について
- 日程第 7 議案第65号 尾鷲市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第66号 職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第67号 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第11 議案第69号 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について
- 日程第12 議案第70号 令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第13 議案第71号 令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第14 議案第72号 令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第15 議案第73号 令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

- 日程第16 議案第74号 尾鷲市斎場の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第75号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第18 議案第76号 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第19 議員派遣について

○出席議員（8名）

1番	南	靖久	議員	2番	小川	公明	議員
3番	濱中	佳芳子	議員	4番	西川	守哉	議員
7番	内山	左和子	議員	8番	中村	レイ	議員
9番	中里	沙也加	議員	10番	仲	明	議員

○欠席議員（1名）

5番 村田 幸隆 議員

○説明のため出席した者

市	長	加藤	千速	君
副	市長	下村	新吾	君
会計管理者兼	会計課長	三鬼	基史	君
政策調整課	長	三鬼	望	君
政策調整課	調整監	濱田	一多朗	君
政策調整課	参事	西村	美克	君
総務課	長	竹平	專作	君
財政課	長	岩本	功	君
防災危機管理	課長	尾上	廣宣	君
税務課	長	仲	浩紀	君
市民サービス課	代理課長補佐兼国民健康保険係長	古戸	慎一	君
福祉保健課	長	山口	修史	君

環 境 課 長
 商工觀光課長代理課長補佐兼商工振興係長
 水 産 農 林 課 長
 水 産 農 林 課 調 整 監
 建 設 課 長
 水 道 部 長
 尾鷲総合病院事務長
 尾鷲総合病院総務課長
 教育長職務代理者
 教育委員会教育総務課長
 教育委員会生涯学習課長
 教育委員会教育総務課学校教育担当調整監
 監 査 委 員
 監 査 委 員 事 務 局 長

吉 沢 道 夫 君
 柳 田 幸 嗣 君
 芝 山 有 朋 君
 丸 茂 亮 太 君
 塩 津 敦 史 君
 神 保 崇 君
 佐 野 憲 司 君
 高 濱 宏 之 君
 森 下 龍 美 君
 森 下 陽 之 君
 平 山 始 君
 高 田 秀 哉 君
 民 部 俊 治 君
 野 地 敬 史 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
 事務局次長兼議事・調査係長
 議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊
 北 村 英 之
 宮 本 朋 実

[開議 午前 9時58分]

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第4号により取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、9番、中里沙也加議員、10番、仲明議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第76号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） それでは、今回追加提案しております議案第76号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」につきまして説明いたします。

御手元に配付の令和4年度尾鷲市一般会計補正予算書（第11号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,244万3,000円を追加し、これにより予算総額を117億7,542万9,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金は、11月末までのふるさと応援寄附申請額等を勘案し、ふるさと応援寄附金を1億5,000万円増額するものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1,244万3,0

00円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、ふるさと納税の増額見込みに伴う返礼品等に係る経費として、ふるさと納税指定納付事務等手数料907万5,000円。ふるさと納税関連業務委託料6,600万円ほか、事務費を含め、合計7,844万3,000円を増額するものであります。

3目財産管理費は、ふるさと応援寄附金の増加見込額のうち、経費への充当分を除く8,400万円をふるさと応援基金へ積み立てるものであります。

5ページを御覧ください。

債務負担行為補正について説明いたします。

1件の変更につきましては、選挙区の変更などにより、事務費が増額したことから、三重県議会議員選挙事務費の限度額を162万6,000円から179万8,000円に変更するものであります。

以上をもちまして、議案第76号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 異議なしと認めます。よって、議題の議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、ただいま付託されました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきますのでよろしく

お願いいたします。それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前10時03分〕

〔再開 午前10時30分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、議案第61号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から、日程第18、議案第76号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」までの計16議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました16議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、濱中佳芳子副委員長。

〔3番（濱中佳芳子議員）登壇〕

3番（濱中佳芳子議員） 私ども、行政常任委員会へ付託されました議案第61号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第62号「尾鷲市企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、議案第63号「尾鷲市学校給食センター設置条例の制定について」、議案第64号「尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について」、議案第65号「尾鷲市職員の定年等に関する条例の一部改正について」、議案第66号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、議案第67号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」、議案第68号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」、議案第69号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について」、議案第70号「令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第71号「令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第72号「令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第73号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第74号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」、議案第75号「三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について」、議案第76号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」、以上、16議案につきまして、委員会における審査の経過並びに

その結果について御報告申し上げます。

去る12月8日、9日及び本日の計3日間にわたり、市長、副市長、教育長職務代理人、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第61号から議案第68号の条例関連8議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号から議案第73号及び議案第76号の補正予算関連6議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号の指定管理者の指定に係る議案及び議案第75号の三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議に係る議案の計2議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、議案第69号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について」の一部審査におきまして、特に新規計上される予算補正、債務負担行為補正などにつきましては、当該業務の必要性、方針、見通し等を議会に慎重に説明するなど、可能な限り丁寧な対応が必要であるとの指摘があったことを申し添えさせていただき、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第3、議案第61号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第62号「尾鷲市企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第63号「尾鷲市学校給食センター設置条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第64号「尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第65号「尾鷲市職員の定年等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 6 6 号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 6 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 6 7 号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 6 7 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 0、議案第 6 8 号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 6 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 1、議案第 6 9 号「令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 0 号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 6 9 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 2、議案第 7 0 号「令和 4 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長 (小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第71号「令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第72号「令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第73号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長 (小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第74号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長 (小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第75号「三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長(小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第76号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長(小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び尾鷲市議会会議規則第166条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 御異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容などに関し、諸般の事情により変更が生じる場合等につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、先月の29日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会には、議案第61号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」をはじめとする議案16件と、報告第10号「専決処分事項の承認について（令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）」をはじめとする報告2件を提出させていただき、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川公明議員） 去る11月29日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでございました。

これをもって、令和4年第4回定例会を閉会いたします。

[閉会 午前10時49分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 中 里 沙 也 加

署 名 議 員 仲 明